

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書	
<b>【提出先】</b>	近畿財務局長	
<b>【提出日】</b>	2026年2月12日	
<b>【会社名】</b>	松尾電機株式会社	
<b>【英訳名】</b>	MATSUO ELECTRIC CO., LTD.	
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 執行役員 陳 怡光	
<b>【本店の所在の場所】</b>	大阪府豊中市千成町3丁目5番3号	
<b>【電話番号】</b>	(06)6332-0871(代表)	
<b>【事務連絡者氏名】</b>	常務取締役執行役員 経理部門長 網谷 嘉寛	
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	大阪府豊中市千成町3丁目5番3号	
<b>【電話番号】</b>	(06)6332-0871(代表)	
<b>【事務連絡者氏名】</b>	常務取締役執行役員 経理部門長 網谷 嘉寛	
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	株式	
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	その他の者に対する割当	508,497,000円
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項はありません。	
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部 【証券情報】

### 第 1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	627,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書による普通株式(以下「本普通株式」といいます。)の募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、2026年2月12日(木)開催の取締役会決議によるものであります。
2. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	627,000株	508,497,000	254,248,500
一般募集	—	—	—
計(総発行株式)	627,000株	508,497,000	254,248,500

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、252,248,500円であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込[期日/期間]
811	405.5	100株	2026年3月2日(月) ～同年4月15日(水)	—	2026年3月2日(月) ～同年4月15日(水)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期間に後記「(4) 払込取扱場所」記載の払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合には、本有価証券届出書による本普通株式の発行(以下「本第三者割当」といいます。)は行われないこととなります。
5. 本第三者割当に関しては、2026年3月2日から2026年4月15日までを会社法上の払込期間として決議しております。払込期間を2026年3月2日から2026年4月15日までとした理由は、本第三者割当の実行が、割当予定先において、日本における外国為替及び外国貿易法に基づく対内直接投資等に係る事前届出書を完了することを前提条件としており、当該条件の成就後に本第三者割当に係る払込みが行われるところ、本有価証券届出書提出日(2026年2月12日)時点では当該手続の完了時期が確定できないためです。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
松尾電機株式会社 経理部門	大阪府豊中市千成町3丁目5番3号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行梅田中央支店	大阪府大阪市北区角田町8-47

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
508,497,000	7,543,000	500,954,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用、弁護士費用、割当予定先に対する反社会的勢力該当の有無の調査に係る費用です。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当により調達する差引手取概算額500百万円円の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりであります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
導電性高分子タンタルコンデンサの増産に向けた設備投資	500	2026年3月～2027年3月

- (注) 1. 調達した資金につきましては、実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。  
2. 上記記載の支出予定時期は、現時点での見込みとなります。

当社は、2024年1月16日に2025年3月期から2027年3月期までの中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます。）を公表いたしました。本中期経営計画は、更なる成長の追求のために収益基盤の強化及び経営基盤の安定化を図ることを課題とし、タンタルコンデンサ事業に関しては、導電性高分子タンタルコンデンサの新製品の開発等により、車載用及び海外市場の民生用向けの売上高及び利益を確保することを基本方針の1つとして掲げております。当社は、かかる基本方針に基づき、導電性高分子タンタルコンデンサの生産拡大に向けた設備投資を行うこととし、当該設備投資の資金を調達するため、本第三者割当を行うことといたしました。

当社の本中期経営計画期間内である2025年11月13日に公表した「当社の一部製品の生産終了及び特別損失の計上並びに2026年3月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、一部製品の生産終了により、タンタルコンデンサ事業、回路保護素子事業共にチップタイプの製品に経営資源を集中していくこととし、とりわけ、導電性高分子タンタルコンデンサの開発・生産・販売を強化する必要性が増加しました。その実行にあたって、導電性高分子タンタルコンデンサの増産のためには多額の設備投資が必要となります。

二酸化マンガンタンタルコンデンサと比較した導電性高分子タンタルコンデンサの特長として、各種ICが駆動した際に不足する電流を供給し回路の電圧降下を抑制する機能があり、瞬時に電流を供給できることで急激な負荷変動を安定させることができるため、デジタル機器、直近ではAIサーバー向けに大きな需要を見込むことができます。

当社としましては、当該ビジネスチャンスを逃すことなく、これらの技術的要求に適合する導電性高分子タンタ

ルコンデンサの高品質・低コストの製品を製造・販売することが、安定した収益を確保するための重要課題と認識しております。

そこで、本第三者割当による調達資金を活用して、導電性高分子タンタルコンデンサの生産能力の拡大に向けた設備投資を行い、生産設備の新規導入及び拡充を行うことを予定しております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	釜屋電機株式会社	
	本店の所在地	神奈川県大和市中央六丁目1番6号P S Aビルディング	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 今井 賢一	
	資本金	499百万円	
	事業の内容	各種電子部品の製造、販売	
	主たる出資者及びその出資比率	開曼華新科技有限公司 (Gallatown Developments Limited。以下「Gallatown」といいます。) 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先は当社株式876,300株(2025年9月30日現在の自己株式を除く発行済株式総数に対する割合:27.32%)を所有しています。
	人事関係	割当予定先の取締役である陳怡光が当社代表取締役、割当予定先の取締役である陳培真が当社取締役(非常勤)、割当予定先の財務経理部部長である陳明清が当社監査役(非常勤)を兼務しています。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社と、割当予定先及び割当予定先の親会社である華新科技股份有限公司(Walsin Technology Corporation。以下「Walsin」といいます。)との間において、当社製品の販売に関する取引を行っております。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、別途時点を明記していない限り、本有価証券届出書提出日現在のものであります。

#### c. 割当予定先の選定理由

当社は、釜屋電機株式会社(以下「割当予定先」といいます。)が当社製品の販売先であること、Walsinの企業グループ(以下「割当予定先等」といいます。)が豊富な海外販路や海外展開に向けたノウハウを有していることなどを踏まえて、豊富な海外販路を有する割当予定先等による積極的な協力の促進を目的に、2022年1月31日、割当予定先に対して、当社の普通株式638,000株の新株式の発行を行い、資本関係の強化を進めました。当社の2025年6月27日付の有価証券報告書に記載のとおり、割当予定先は当社の主要な販売先となっており、当社製品の海外販路の一部を担っております。

こうした中、当社の本中期経営計画期間内である2025年11月13日に公表した「当社の一部製品の生産終了及び特別損失の計上並びに2026年3月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、一部製品の生産終了により、タンタルコンデンサ事業、回路保護素子事業共にチップタイプの製品に経営資源を集中していくこととし、とりわけ、導電性高分子タンタルコンデンサの開発・生産・販売を強化する必要性が増加しました。その実行にあたって、導電性高分子タンタルコンデンサの生産の増強には多額の設備投資が必要となります。

上記のとおり設備投資のため多額の資金需要が存在すること、及び割当予定先との協力関係を強化し、増産した導電性高分子タンタルコンデンサの海外販路を拡大するため、2025年11月、当社は、割当予定先に対して、当社に対する出資可能性について打診をしたところ、割当予定先からは前向きに検討する旨の意向が示されました。そして、当社と割当予定先との間で、協議を開始し、複数回にわたって協議を重ねた結果、最終的に、当社は、割当予定先との相互の協力関係をさらに強化し、当社製品の更なる海外展開を図ることが、当社の事業拡大と企業価値の向上に資すると考えており、本第三者割当の割当予定先を選定いたしました。

#### d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 627,000株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先との間で、割当予定先が本普通株式を長期保有する方針である旨を規定した総数引受契約を締結する予定です。

なお、当社は、割当予定先より、本第三者割当の払込みから2年以内に本普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本第三者割当の払込みに要する財産の存在について、割当予定先より、2026年1月26日現在の残高証明書を取得したうえで、必要な現預金を割当予定先が保有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主な出資者(割当予定先の直接の親会社であるGallatownのほか、同社を通じて当社株式を間接的に保有し、かつ、当社の親会社であるWalsin)が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社 JPリサーチ&コンサルティング(所在地：東京都港区虎ノ門3丁目7番12号虎ノ門アネックス6階、代表取締役古野啓介)に調査を依頼し、同社より調査結果の報告を受けました。当該調査結果において、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主な出資者が反社会的勢力である、又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。なお、Walsinは、台湾証券取引所に上場しており、台湾における上場企業としてのコンプライアンス・ガバナンス遵守体制が確立しているものと考えられます。

これらの事実に基づき、当社は、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主な出資者は、反社会的勢力等とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本普通株式の発行価額は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日(2026年2月10日。以下「基準日」といいます。)の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である828円を基準とし、割当予定先と協議をした結果、当該金額に対して2.05%(小数点以下第三位を四捨五入。ディスカウント率の計算において以下同じ。)のディスカウントをした金額である811円といたしました。

当社は、本中期経営計画期間内である2025年11月13日に公表した「当社の一部製品の生産終了及び特別損失の計上並びに2026年3月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、一部製品の生産終了により、タンタルコンデンサ事業、回路保護素子事業共にチップタイプの製品に経営資源を集中していくこととしており、とりわけ、導電性高分子タンタルコンデンサの開発・生産・販売を強化する必要性が増加していること、導電性高分子タンタルコンデンサの生産の増強には多額の設備投資が必要となること、割当予定先による当社への出資により当社事業拡大に向けた設備投資の実現が図られることに加えて、割当予定先による当社への出資により当該設備投資の実現が図られることに加えて、当社の2025年6月27日付の有価証券報告書に記載のとおり、割当予定先は当社の主要な販売先となっており、当社製品の海外販路の一部を担っていること、増産した導電性高分子タンタルコンデンサの海外販路を拡大する必要があることから、当社を取り巻く経営環境下において持続的に成長していくためには割当予定先が最適なパートナーであり、本第三者割当により割当予定先との事業上の協力関係がより一層強固になること等を踏まえれば、基準となる当社の普通株式の直前の市場株価に対して一定のディスカウントをしたとしてもなお、本第三者割当を実施することが必要かつ合理的であると判断し、割当予定先と協議を重ね、最終的に、基準日の当社の普通株式の終値に上記のディスカウントをした金額を発行価格とすることを決定いたしました。

なお、上記発行価格は、東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の基準日の直前1ヶ月間(2026年1月11日から2026年2月10日まで)の終値の平均値である830円(小数点以下第1位を四捨五入。終値の平均値の計算において以下同じ。)に対しては2.29%のディスカウント、同直前3ヶ月間(2025年11月11日から2026年2月

10日まで)の終値の平均値である830円に対しては2.29%のディスカウント、同直前6ヶ月間(2025年8月11日から2026年2月10日まで)の終値の平均値である889円に対しては8.77%のディスカウントとなります。

上記発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)に準拠したものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断しております。なお、当社取締役のうち、陳怡光及び陳培真は、割当予定先の取締役を兼務しております。当該取締役らは、必ずしも特別利害関係取締役に該当するとは限りませんが、本第三者割当の決定に際しての当社の意思決定過程における利益相反の疑いを回避する観点から、本第三者割当に係る2026年2月12日開催の取締役会において、本第三者割当に関する審議及び決議には参加しておりません。その上で、2026年2月12日開催の取締役会において、上記の理由により本第三者割当に関する審議及び決議には参加していない陳怡光及び陳培真以外の全ての取締役の全員一致により、本第三者割当の実施につき決議しております。

また、本第三者割当に係る2026年2月12日開催の取締役会における本第三者割当に関する審議に参加した当社監査役2名(うち社外監査役1名)全員が、上記発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)に準拠したものであり、上記発行価格が特に有利な金額に該当しない旨の適法性に関する意見を表明しております。なお、当社監査役のうち、割当予定先の財務経理部長を兼務している陳明清については、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の取締役会において、本第三者割当に関する審議には参加せず、また、監査役として意見を表明しておりません。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模に合理性があると判断した根拠

本普通株式の発行株式数627,000株(議決権数6,270個)につき、2025年9月30日現在の当社発行済株式総数3,210,000株(議決権個数31,908個)を分母とする希薄化率は19.53%(議決権ベースの希薄化率は19.65%)に相当します。

他方で、本第三者割当により資金調達を行い、導電性高分子タンタルコンデンサの生産能力の拡大に向けた設備投資を実施することは、本中期経営計画に基づく、当社の事業拡大、企業価値の向上及び株主価値の向上に資するものと考えており、本第三者割当を実行することには合理性が認められると判断しております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
釜屋電機株式会社	神奈川県大和市中央六丁目1番6号P S Aビルディング	876,300	27.46	1,503,300	39.38
株式会社S B I証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	183,812	5.76	183,812	4.81
松尾電機投資会	大阪府豊中市千成町3丁目5番3号	178,956	5.61	178,956	4.69
松尾浩和	神奈川県横浜市戸塚区	137,672	4.31	137,672	3.60
松尾電機従業員持株会	大阪府豊中市千成町3丁目5番3号	103,547	3.24	103,547	2.71
後藤秀彰	東京都目黒区	77,000	2.41	77,000	2.02
谷島公治	埼玉県さいたま市西区	61,500	1.93	61,500	1.61
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	48,600	1.52	48,600	1.27
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	41,900	1.31	41,900	1.10
内外物産株式会社	大阪府大阪市中央区瓦町2丁目2番7号	38,800	1.22	38,800	1.02
計	—	1,748,087	54.78	2,375,087	62.21

- (注) 1. 本第三者割当前の大株主の構成は、2025年9月30日現在の株主名簿を基準としております。  
2. 所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入しております。  
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、当社が2025年11月13日に提出した第77期半期報告書に記載された2025年9月30日現在の議決権の数(31,908個)に本第三者割当により増加する議決権数(6,270個)を加えた数(38,178個)で除して算出した数値であります。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 第1 設備計画の変更

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第76期)に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日(2026年2月12日)現在、以下のとおりとなっております。

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	投資予定金額		着手及び完了 予定年月		資金調達 方法
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	着手	完了予定	
福知山工場 (京都府福知山市)	タンタルコンデンサ事業	生産設備	545	—	2025年 12月	2026年 6月	増資及び自己資金

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 完成後の増加能力については合理的な算出が困難であるため、記載を省略しております。

### 第2 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第76期有価証券報告書及び第77期半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年2月12日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年2月12日)現在においてもその判断に変更はありません。

### 第3 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第76期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しています。

(2025年6月30日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

2025年6月27日開催の当社の第76回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役1名選任の件

取締役として杉山雅彦を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として福島継勇を選任する。

第3号議案 補欠の監査役1名選任の件

補欠の監査役として岡本健を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役1名選任の件 杉山雅彦	19,130	182	0	(注)	可決 98.96
第2号議案 監査役1名選任の件 福島継勇	19,116	196	0	(注)	可決 98.88
第3号議案 補欠の監査役1名 選任の件 岡本健	19,023	289	0	(注)	可決 98.40

(注) 各決議事項が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものです。

(4) 議決権の数に、株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。

(2025年11月13日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 当該事象の発生年月日

2025年11月13日

## 2. 当該事象の内容

当社は、本日開催の取締役会において、2024年度より始動した中期経営計画における事業構造改革の一環として、リード付きタンタルコンデンサ及びフィルムコンデンサをそれぞれ生産終了すること(以下、「本生産終了」といいます。)に関して、下記のとおり決議いたしました。

### (1) 本生産終了を予定している当社工場の概要

#### 本社工場

① 名称	松尾電機株式会社本社工場		
② 所在地	大阪府豊中市千成町3丁目5番3号		
③ 事業内容	リード付きタンタルコンデンサの製造		
④ 設立年月	1949年12月		
⑤ 従業員数(2025年9月30日現在)	21名		
⑥ 生産終了予定年月	2026年5月		
⑦ 直前3事業年度の売上高			
	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
	463百万円	257百万円	476百万円

#### 島根工場

① 名称	松尾電機株式会社島根工場		
② 所在地	島根県出雲市平田町470番地		
③ 事業内容	フィルムコンデンサの製造		
④ 設立年月	1970年12月 島根松尾電子株式会社設立 2019年3月 吸収合併により当社島根工場となる。		
⑤ 従業員数(2025年9月30日現在)	16名		
⑥ 生産終了予定年月	2027年3月		
⑦ 直前3事業年度の売上高			
	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
	207百万円	128百万円	147百万円

(2) 本生産終了の理由

① リード付きタンタルコンデンサについて

- ・ 当社は、これまでリード付きタンタルコンデンサの供給責任を果たしてまいりましたが、従前より顧客の表面実装生産方式の進展によりチップタンタルコンデンサへの置き換えが進んでまいりました。
- ・ このようなリード付きタンタルコンデンサの今後の需要動向及び採算を勘案して、当該コンデンサの生産を終了するものであります。

② フィルムコンデンサについて

- ・ 当社は、これまでフィルムコンデンサの供給責任を果たしてまいりましたが、従前より顧客の製品の特性上、他のコンデンサへの置き換えが進んでまいりました。
- ・ このようなフィルムコンデンサの今後の需要動向及び採算を勘案して、当該コンデンサの生産を終了するものであります。

(3) 当該事象の損益に与える影響

今回、本生産終了の意思決定に伴い、2026年3月期第3四半期会計期間において事業構造改革費用として158百万円を計上する見込みです。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第76期)	自 至	2024年4月1日 2025年3月31日	2025年6月27日 近畿財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第77期中)	自 至	2025年4月1日 2025年9月30日	2025年11月13日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としています。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月27日

松尾電機株式会社  
取締役会 御中

## 太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池田 哲雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉永 竜也

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている松尾電機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松尾電機株式会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産146,983千円を計上している。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に示されている企業の分類に応じて、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得に基づいて判断される。【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上している。</p> <p>当該繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の見積りは、経営者が作成した会社の将来の事業計画を基礎として行われる。当該見積りには、主要得意先への将来の販売数量及び経営環境等の変化による事業計画の実現可能性の評価に関する経営者の仮定及び判断が含まれており、不確実性を伴う。</p> <p>当事業年度における繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性は、会社の当事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす事項であるため、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性の検討に当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <p>将来の事業計画の策定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、将来の事業計画の策定の前提となる売上の予測に関する統制に特に焦点を当てた。</p> <p>(2)将来の課税所得の見積りの合理性の評価</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断において重要となる、将来の課税所得の見積りに採用された事業計画の適切性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問したほか、主として以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられた将来の課税所得の見積りについて、将来の事業計画との整合性を検討した。</li> <li>・経営環境等の変化による事業計画の実現可能性の評価に関する仮定について、過去の予算達成状況及び予算と実績の差異原因の分析結果に照らして検討した。</li> <li>・将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額と相殺され、税金負担額を軽減することができることを認められる範囲内で繰延税金資産が計上されていることを再計算により確かめた。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## <内部統制監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、松尾電機株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、松尾電機株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月13日

松尾電機株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上 西 貴 之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉 永 竜 也

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている松尾電機株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松尾電機株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。